

第1章 お支払いの要件

表 保険種類ごとの保障内容

被 ^① 契 ^② の状況	1 基本契約の保険金等									2 保険料の払込免除								
	1 被 ^① が亡くなった場合	2 被 ^① が亡くなった場合	3 被 ^① がケガ／所定の感染症で亡くなった場合	4 被 ^① が重度障がいになった場合	5 契 ^② が亡くなった／重度障がいの状態になった場合	6 被 ^① が特定要介護状態になった場合	7 被 ^① が特定要介護状態になった場合	8 被 ^① が亡くなった／重度障がいの状態になった場合	9 被 ^① がケガ／所定の感染症で亡くなった／重度障がいの状態になった場合	1 被 ^① が重度障がいの状態になった場合	2 被 ^① が身体障がいの状態になった場合	3 被 ^① が特定要介護状態になった場合	4 契 ^② が亡くなった／重度障がいの状態になった場合	5 主たる被 ^① が亡くなった／重度障がいの状態になった場合	6 主たる被 ^① が身体障がいの状態になった場合	7 配偶者である被 ^① が重度障がい／身体障がいの状態になった場合	8 被 ^① が身体障がいの状態になった場合	9 被 ^① が満10歳未満のときに亡くなった／重度障がいの状態になった場合
保険種類	死亡保険金	死亡給付金	保険金の倍額支払	重度障がいによる保険金	育英年金	介護保険金	介護割増年金	特別夫婦年金保険の年金／保険料の払込不要	財形保険の保険金									
	P.13	P.13	P.13	P.14	P.14	P.15	P.15	P.16	P.16	P.17	P.17	P.17	P.18	P.18	P.19	P.19	P.20	P.20
ご案内番号																		
終身保険	K01	—	K03	K04 ^(※2)	—	—	—	—	—	K20 ^(※2)	K21	—	—	—	—	—	—	—
一時払終身保険	K01	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	K27	—
介護保険金付終身保険	K01	—	K03	—	—	K06	—	—	—	K20	K21	K22	—	—	—	—	—	—
養老保険	K01	—	K03 ^(※1)	K04 ^(※2)	—	—	—	—	—	K20 ^{(※1)(※2)}	K21 ^(※1)	—	—	—	—	—	—	K28 ^(※5)
学資保険	K01	—	K03	K04	—	—	—	—	—	K20	K21	—	K23	—	—	—	—	—
学資保険 (はじめのかんぽ)	—	K02	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	K23 ^(※3)	—	—	—	K27	—
育英年金付学資保険	K01	—	K03	K04	K05	—	—	—	—	K20	K21	—	K23	—	—	—	—	—
夫婦保険	K01	—	K03	K04	—	—	—	—	—	—	—	—	—	K24	K25	K26 ^(※4)	—	—
特別夫婦年金保険	—	—	—	—	—	—	—	K08	—	—	—	—	—	—	—	—	K27	—
定期保険	K01	—	—	K04	—	—	—	—	—	K20	K21	—	—	—	—	—	—	—
職域保険	K01	—	—	K04	—	—	—	—	—	K20	K21	—	—	—	—	—	—	—
介護割増年金付 終身年金保険	—	—	—	—	—	—	K07	—	—	—	—	K22	—	—	—	—	K27	—
財形積立貯蓄保険	—	—	—	—	—	—	—	—	K09	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財形住宅貯蓄保険	—	—	—	—	—	—	—	—	K09	—	—	—	—	—	—	—	—	—
年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	K27	—

(※1) 財形年金養老保険を除きます。
(※2) 引受基準緩和型普通終身保険・引受基準緩和型普通養老保険を除きます。

(※3) 学資保険(はじめのかんぽ)(保険料払込免除なし型)を除きます。(※5) 普通養老保険(引受基準緩和型普通養老保険を除く)に限ります。
(※4) 家族保険・親子保険を除きます。

表 特約種類ごとの保障内容

凡例 保障の対象となる方 被：被保険者

特約種類ごとの保障内容は、以下のとおりです。 表の見方は P.02～P.04 をご確認ください。

被 の 状 況		3 特 約 保 険 金												
		1 被 が病気で 入院した場合	1 被 がケガで 入院した場合	2 被 が入院中に 手術を受けた 場合	3 被 が外来で 手術を受けた 場合	4 被 が放射線 治療を受けた 場合 (*1)	5 被 が病気／ ケガで入院した 場合	6 被 が120日 以上入院した 場合	7 被 が60日 以上継続して 入院した場合	8 被 が先進医療 を受けた場合 (*4)	9 被 が病気／ ケガで入院した 場合	10 被 がケガで 亡くなった 場合	11 被 が身体 障がいの状態 になった場合	12 被 が特定 要介護状態 になった場合
		入院保険金	入院保険金	手術保険金	手術保険金	放射線治療 保険金	入院初期 保険金	長期入院 一時保険金	通院療養 給付金	先進医療 保険金	入院一時金	特約死亡 保険金	傷害保険金	特約介護 保険金
		P.21	P.21	P.22	P.22	P.23	P.23	P.23	P.24	P.24	P.25	P.25	P.26	P.26
特 約 種 類		ご 案 内 番 号												
無配当総合医療特約		T01	T01	T09	T10	T11	T12 (*2)	—	—	—	T16 (*5)	—	—	—
無配当傷害医療特約		—	T02	T09	T10	T11	T12 (*3)	—	—	—	T16 (*6)	—	—	—
無配当疾病傷害入院特約		T03	T03	T09	—	—	—	T13	—	—	—	—	—	—
無配当傷害入院特約		—	T04	T09	—	—	—	T13	—	—	—	—	—	—
疾病傷害入院特約		T05	T05	T09	—	—	—	—	T14	—	—	—	—	—
疾病入院特約		T06	—	T09	—	—	—	—	T14	—	—	—	—	—
傷害入院特約		—	T07	T09	—	—	—	—	T14	—	—	—	—	—
無配当先進医療特約		—	—	—	—	—	—	—	T15	—	—	—	—	—
第 1 種疾病傷害特約	効力発生日： 昭和62年8月31日以前	T08	T08	T09 (*7)	—	—	—	—	—	—	—	T20	T22	—
第 1 種疾病傷害特約	効力発生日： 昭和62年9月1日以降	T05	T05	T09	—	—	—	—	—	—	—	T20	T22	—
第 2 種疾病傷害特約		T05	T05	T09	—	—	—	—	—	—	—	T20	T22	T23
傷害特約	効力発生日： 昭和62年8月31日以前	—	T07	—	—	—	—	—	—	—	—	T20	T22	—
傷害特約	効力発生日： 昭和62年9月1日以降	—	T07	T09	—	—	—	—	—	—	—	T20	T22	—
無配当災害特約		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	T21	T22	—
災害特約		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	T21	T22	—
介護特約		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	T21	T22	T23

(*1) 無配当総合医療特約・無配当傷害医療特約以外の特約の場合は、「2 被が入院中に手術を受けた場合」をご確認ください。

(*2) 無配当総合医療特約Ⅰ型または引受基準緩和型無配当総合医療特約Ⅰ型に限ります。

(*3) 無配当傷害医療特約Ⅰ型に限ります。

(*4) 無配当先進医療特約以外の場合は、「2 被が入院中に手術を受けた場合」、「3 被が外来で手術を受けた場合」および「4 被が放射線治療を受けた場合」をご確認ください。

(*5) 無配当総合医療特約(R04)または引受基準緩和型無配当総合医療特約(R04)に限ります。

(*6) 無配当傷害医療特約(R04)に限ります。

(*7) 効力発生日が昭和62年8月31日以前の第1種疾病傷害特約は、手術後の入院保険金といいます。

1 | 基本契約の保険金等について

保険金等の主なお支払いの要件、受取人およびご請求時の必要書類は、以下のとおりです。
なお、保険種類ごとの保障内容については、表 P.09～P.10 をご確認ください。

ご案内番号 **K01**

1 死亡保険金

被保険者が保険期間中に亡くなったときにお支払いする保険金です。

受取人	死亡保険金受取人 >> 指定されていない場合や被保険者より先に亡くなっている場合は、「用語の解説」P.89 の「遺族」をご確認ください。
お支払いできる事例 とできない事例	ご案内番号 J01 P.57 ご案内番号 J02 P.58
ご請求時の 必要書類	ご案内番号 H01 P.31

ご案内番号 **K02**

2 死亡給付金

被保険者が保険期間中に亡くなったときにお支払いする保険金です。

受取人	保険契約者
ご請求時の 必要書類	ご案内番号 H01 P.31

ご案内番号 **K03**

3 保険金の倍額支払

死亡保険金をお支払いする場合において、基本契約の契約日からその日を含めて1年6ヵ月(契約を復活したときは、さらにその復活日からその日を含めて6ヵ月)を経過した後に、被保険者が不慮の事故でのケガにより、その事故の日から180日以内に亡くなったとき、または所定の感染症により亡くなったときにお支払いする保険金です。

受取人	死亡保険金受取人 >> 指定されていない場合や被保険者より先に亡くなっている場合は、「用語の解説」P.89 の「遺族」をご確認ください。
お支払いできる事例 とできない事例	ご案内番号 J03 P.59 ご案内番号 J04 P.60
ご請求時の 必要書類	ご案内番号 H02 P.31

ご案内番号 **K04**

4 重度障がいによる保険金

被保険者が保険期間中にかかった病気または受けたケガにより所定の重度障がいの状態に該当し、保険契約者からその旨の通知があったときにお支払いする保険金です。

- 保険金をお支払いした場合は、一部の保険種類を除き保険契約は消滅し保障がなくなります。

※ 保険金をお受け取りいただく方法のほか、保険料払込期間中に上記の状態に該当した場合には、保険料を払込免除とした上で、保険契約を継続する方法もあります。

>> 所定の重度障がい状態については、「障がい状態のご確認について」P.29～P.30 をご確認ください。

受取人	死亡保険金受取人 ※ 指定されていない場合や亡くなっている場合は、被保険者
お支払いできる事例 とできない事例	ご案内番号 J05 P.61
ご請求時の 必要書類	ご案内番号 H03 P.32

! 重度障がいによる保険金に関する注意点

重度障がいによる保険金は、ご請求いただく時期が「保険料払込期間の終期」の到来前と到来後では、お受け取りいただける金額が異なる場合があります。また、「保険期間の満了日」後にご請求いただいた場合は、重度障がいによる保険金をお受け取りいただくことができません。

ご案内番号 **K05**

5 育英年金

保険契約者が保険期間中に亡くなったとき、または保険契約者が保険期間中にかかった病気もしくは受けたケガにより所定の重度障がいの状態に該当し、保険契約者からその旨の通知があったときにお支払いする年金です。

>> 所定の重度障がい状態については、「障がい状態のご確認について」P.29～P.30 をご確認ください。

受取人	被保険者
ご請求時の 必要書類	死亡の場合 ご案内番号 H04 P.32 重度障がいの場合 ご案内番号 H05 P.32

ご案内番号 **K06**

6 介護保険金

被保険者が保険期間中に特定要介護状態となり、かつ、その状態が保険期間中に180日継続したときにお支払いする保険金です。

≫ 特定要介護状態については、「特定要介護状態のご確認について」 **P.30** をご確認ください。

受取人	介護保険金受取人 ※指定されていない場合や亡くなっている場合は、被保険者
ご請求時の 必要書類	ご案内番号 H06 P.32

ご案内番号 **K07**

7 介護割増年金

被保険者が基本契約の保障（責任）開始時以後に特定要介護状態となり、かつ、その状態が180日以上継続しているときに通常お支払いする年金に加えてお支払いする年金です。

≫ 特定要介護状態については、「特定要介護状態のご確認について」 **P.30** をご確認ください。

受取人	年金受取人
ご請求時の 必要書類	ご案内番号 H06 P.32

ご案内番号 **K08**

8 特別夫婦年金保険の年金／保険料の払込不要

①主たる被保険者が亡くなった場合^(*)

- 保険料払込期間中に主たる被保険者が亡くなった場合、保険料を払込不要とします。また、主たる被保険者が生存していたとした場合のその年金開始年齢に達することとなる日から、配偶者である被保険者に年金をお支払いします。
- 保険料払込期間満了後に主たる被保険者が亡くなった場合、配偶者である被保険者に年金をお支払いします。

②配偶者である被保険者が亡くなった場合^(*)

- 保険料払込期間中に配偶者である被保険者が亡くなった場合、主たる被保険者が年金支払開始年齢に達した日から主たる被保険者に年金をお支払いします。
- 保険料払込期間満了後に配偶者である被保険者が亡くなった場合、主たる被保険者に年金をお支払いします。

^(*) 被保険者が基本契約の効力発生後にかかった病気または受けたケガにより、所定の重度障がいの状態に該当し、保険契約者からその旨の通知があった場合を含みます。

≫ 所定の重度障がい状態については、「障がい状態のご確認について」 **P.29～P.30** をご確認ください。

受取人	年金 ▶ 年金受取人 保険料の払込不要 ▶ 保険契約者
ご請求時の 必要書類	ご案内番号 H07 P.32

ご案内番号 **K09**

9 財形保険の保険金

次の場合に死亡保険金^(*)をお支払いします。

- 被保険者が保険期間中に発生した不慮の事故でのケガにより、その事故の日から180日以内に亡くなったとき
- 被保険者が保険期間中にかかった所定の感染症により亡くなったとき

次の場合に重度障がいによる保険金^(*)をお支払いします。

- 被保険者が保険期間中に受けたケガにより、所定の重度障がいの状態に該当し、その事故の日から180日以内に保険契約者からその旨の通知があったとき
- 被保険者が保険期間中にかかった所定の感染症により、所定の重度障がいの状態に該当し、保険契約者からその旨の通知があったとき

^(*) 病気（所定の感染症を除きます）を原因とするときは返戻金のお支払いとなります。

≫ 所定の重度障がい状態については、「障がい状態のご確認について」 **P.29～P.30** をご確認ください。

受取人	死亡保険金受取人 ※指定されていない場合や亡くなっている場合 ・死亡のとき ≫ 「用語の解説」 P.89 の「遺族」をご確認ください。 ・重度障がいのとき ▶ 被保険者
ご請求時の 必要書類	死亡の場合 ご案内番号 H02 P.31 重度障がいの場合 ご案内番号 H03 P.32

2 保険料の払込免除について

保険料の払込免除となる主な要件、請求人およびご請求時の必要書類は、以下のとおりです。
なお、保険種類ごとの保障内容については、**表 P.09～P.10** をご確認ください。

ご案内番号 **K20**

1 重度障がいによる保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中にかった病気または受けたケガにより所定の重度障がいの状態に該当した場合、保険料の払込免除となります。

≫ 所定の重度障がい状態については、「障がい状態のご確認について」**P.29～P.30** をご確認ください。

請求人	保険契約者
ご請求時の必要書類	ご案内番号 H03 P.32

ご案内番号 **K21**

2 身体障がいによる保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中の不慮の事故でのケガにより、その事故の日から180日以内に所定の身体障がいの状態に該当した場合、保険料の払込免除となります。

≫ 所定の身体障がい状態については、「障がい状態のご確認について」**P.29～P.30** をご確認ください。

請求人	保険契約者
ご請求時の必要書類	ご案内番号 H12 P.34

ご案内番号 **K22**

3 特定要介護状態による保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に特定要介護状態となり、かつ、その状態が180日継続した場合、保険料の払込免除となります^(*)。

^(*)介護割増年金付終身年金保険においては、介護割増年金部分(介護割増年金のお支払いに関する部分)の保険料のみ払込免除となります。

≫ 特定要介護状態については、「特定要介護状態のご確認について」**P.30** をご確認ください。

請求人	保険契約者
ご請求時の必要書類	ご案内番号 H06 P.32

ご案内番号 **K23**

4 学資保険等^(*)の保険契約者の死亡／重度障がいによる保険料の払込免除

保険契約者が保険料払込期間中に亡くなった場合、または保険料払込期間中にかった病気もしくは受けたケガにより所定の重度障がいの状態に該当した場合、保険料の払込免除となります。

^(*)学資保険(はじめのかんぽ)(保険料払込免除なし型)を除きます。

≫ 所定の重度障がい状態については、「障がい状態のご確認について」**P.29～P.30** をご確認ください。

請求人	保険契約者
ご請求時の必要書類	死亡の場合 ご案内番号 H04 P.32 重度障がいの場合 ご案内番号 H05 P.32

ご案内番号 **K24**

5 主たる被保険者の死亡／重度障がいによる保険料の払込免除

主たる被保険者が保険料払込期間中に亡くなった場合、または保険料払込期間中にかった病気もしくは受けたケガにより所定の重度障がいの状態に該当した場合、保険料の払込免除となります。

≫ 所定の重度障がい状態については、「障がい状態のご確認について」**P.29～P.30** をご確認ください。

請求人	保険契約者
ご請求時の必要書類	死亡の場合 ご案内番号 H01 P.31 重度障がいの場合 ご案内番号 H03 P.32

ご案内番号 **K25****6 主たる被保険者の身体障がいによる保険料の払込免除**

主たる被保険者が保険料払込期間中の不慮の事故でのケガにより、その事故の日から180日以内に所定の身体障がいの状態に該当した場合、保険料の払込免除となります。

≫ 所定の身体障がい状態については、「障がい状態のご確認について」P.29～P.30 をご確認ください。

請求人

保険契約者

ご請求時の
必要書類ご案内番号 **H12** P.34ご案内番号 **K26****7 配偶者である被保険者の重度障がい／
身体障がいによる保険料の払込免除**

主たる被保険者の死亡が自殺であるため保険金が支払われなかった後、配偶者である被保険者が、保険料払込期間中にかかった病気もしくは受けたケガにより所定の重度障がいの状態に該当した場合、または保険料払込期間中の不慮の事故でのケガによりその事故の日から180日以内に所定の身体障がいの状態に該当した場合、保険料の払込免除となります。

≫ 所定の重度障がい状態・身体障がい状態については、「障がい状態のご確認について」P.29～P.30 をご確認ください。

請求人

保険契約者

ご請求時の
必要書類
 重度障がいの場合 **ご案内番号 H03** P.32 身体障がいの場合 **ご案内番号 H12** P.34
ご案内番号 **K27****8 身体障がいによる保険料の払込免除
(学資保険(はじめのかんぽ)、年金保険契約等に付加された特約)**

被保険者が特約の保険料払込期間中の不慮の事故でのケガにより、その事故の日から180日以内に所定の身体障がいの状態に該当した場合、特約保険料は払込免除となります。

≫ 所定の身体障がい状態については、「障がい状態のご確認について」P.29～P.30 をご確認ください。

請求人

保険契約者

ご請求時の
必要書類ご案内番号 **H12** P.34ご案内番号 **K28****9 普通養老保険の保険契約者の死亡／重度障がいによる
保険料の払込免除(被保険者が満10歳未満のとき)**

被保険者の父、母、祖父、祖母、兄または姉である保険契約者が、被保険者が満10歳未満のときに、保険料払込期間中の不慮の事故でのケガもしくは所定の感染症により亡くなったとき、または保険料払込期間中にかかった病気もしくは受けたケガにより所定の重度障がいの状態に該当した場合、保険料の払込免除となります。

≫ 所定の重度障がい状態については、「障がい状態のご確認について」P.29～P.30 をご確認ください。

請求人

保険契約者

ご請求時の
必要書類
 死亡の場合 **ご案内番号 H04** P.32 重度障がいの場合 **ご案内番号 H05** P.32

3 | 特約保険金について

保険金の主なお支払いの要件、受取人およびご請求時の必要書類は、以下のとおりです。
なお、特約種類ごとの保障内容については、表 P.11～P.12 をご確認ください。

ご案内番号 T01～T08

1 入院保険金

次の場合にお支払いする保険金です。

- 被保険者が保険期間中にかかった病気により、保険期間中に病院または診療所に入院したとき
- 被保険者が保険期間中に発生した不慮の事故でのケガにより、その事故の日から3年以内に病院または診療所に入院したとき(*1)(*2)

(*1) 特約の消滅前のケガにより、特約の消滅後に入院したときも対象となります。ただし、無配当総合医療特約および無配当傷害医療特約においては、保険期間中に入院したときに限ります(ただし、満期や重度障がい保険金の支払事由発生による保険契約の消滅後の継続入院はお支払いできる場合があります)。
(*2) 無配当総合医療特約においては、事故の日から3年経過後に入院したときは、病気による入院として取り扱います。

受取人	被保険者 ※学資保険(はじめのかんぽ)は保険契約者		
お支払いできる事例 とできない事例	ご案内番号 J10 P.64	ご案内番号 J11 P.65	ご案内番号 J12 P.66
	ご案内番号 J13 P.67	ご案内番号 J14 P.68	ご案内番号 J15 P.69
ご請求時の 必要書類	病気による入院 ご案内番号 H10 P.34	ケガによる入院 ご案内番号 H11 P.34	

〈ご案内番号ごとのお支払いの対象となる入院日数〉

ご案内番号	病気による入院	ケガによる入院
T01	1日以上(*3)	1日以上(*3)
T02	—	1日以上(*3)
T03	1日以上(*3)	1日以上(*3)
T04	—	1日以上(*3)
T05	5日以上(*4)(*5)	5日以上(*4)(*5)
T06	5日以上(*4)(*5)	—
T07	—	5日以上(*5)(*6)
T08	20日以上(*5)	5日以上(*5)

(*3) 入院期間の日数が1日となる「入院」は、入院日と退院日が同一である場合(日帰り入院)をいいます。お支払いにあたっては、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。
(*4) 入院の初日から4日間はお支払いできません。
(*5) 今回の入院日数が所定の日数未満でも、他の入院の日数と合計して所定の日数以上となる場合には、お支払いできる場合があります。
(*6) 効力発生日が昭和62年8月31日以前の特約においては、入院の初日からお支払いできます。
効力発生日が昭和62年9月1日以降の特約においては、入院の初日から4日間はお支払いできません。

ご案内番号 T09

2 手術保険金(入院中に受けた手術)

次の場合にお支払いする保険金です。

- 無配当総合医療特約・無配当傷害医療特約の場合
被保険者が保険期間中にかかった病気または発生した不慮の事故でのケガにより、保険期間中の治療を目的とした入院中に所定の手術(放射線治療を含みません)(*1)(*2)を受けたとき(*3)
- 上記以外の特約の場合
被保険者が入院保険金の支払われる入院中に、その入院の原因となった病気または不慮の事故でのケガにより、所定の手術(放射線治療を含みます)を受けたとき(*3)(*4)

(*1) 所定の先進医療に該当する施術を含みます。
(*2) 無配当傷害医療特約においては、ケガによる手術に限ります。
(*3) お受けになられた手術について、医療機関発行の領収書または診療報酬明細書に「短期滞在手術等基本料1」と記載されている場合は、「入院基本料」を含まないことから入院中に受けた手術には該当しません。
(*4) お支払いできる所定の手術は、付加されている特約によって異なります。効力発生日が昭和62年8月31日以前の第1種疾病傷害特約には手術保険金をお支払いする保障はありませんが、所定の手術を入院中に受けた場合、入院保険金以外に20日を限度に手術後の入院保険金をお支払いする保障があります。なお、傷害特約は保障の対象外です。

受取人	被保険者 ※学資保険(はじめのかんぽ)は保険契約者		
お支払いできる事例 とできない事例	ご案内番号 J20 P.72	ご案内番号 J22 P.75 P.76	ご案内番号 J23 P.77
ご請求時の 必要書類	病気による手術 ご案内番号 H10 P.34	ケガによる手術 ご案内番号 H11 P.34	

ご案内番号 T10

3 手術保険金(外来で受けた手術)

被保険者が保険期間中にかかった病気または発生した不慮の事故でのケガにより、保険期間中に外来で所定の手術(放射線治療を含みません)(*1)(*2)を受けたときにお支払いする保険金です。

(*1) 所定の先進医療に該当する施術を含みます。
(*2) 無配当傷害医療特約においては、ケガによる手術に限ります。

受取人	被保険者 ※学資保険(はじめのかんぽ)は保険契約者		
お支払いできる事例 とできない事例	ご案内番号 J21 P.74		
ご請求時の 必要書類	ご案内番号 H09 P.35		

ご案内番号 **T11**

4 放射線治療保険金

被保険者が保険期間中にかかった病気または発生した不慮の事故でのケガにより、保険期間中に所定の放射線治療^{(※1)(※2)}を受けたときにお支払いする保険金です。

(※1) 所定の先進医療に該当する放射線治療を含みます。

(※2) 無配当傷害医療特約においては、ケガによる放射線治療に限ります。

受取人	被保険者 ※学資保険(はじめてのかんぽ)は保険契約者
お支払いできる事例 とできない事例	ご案内番号 J24 P.78
ご請求時の 必要書類	病気による放射線治療 ご案内番号 H10 P.34 ケガによる放射線治療 ご案内番号 H11 P.34

ご案内番号 **T12**

5 入院初期保険金

被保険者が病気または不慮の事故でのケガにより、入院保険金が支払われる入院をしたときにお支払い^{(※1)(※2)}する保険金です。

(※1) 2回以上の入院が1回の入院とみなされる場合は、お支払いは1回限りとなります。

(※2) 入院保険金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後開始した入院については、新たな入院とみなして入院初期保険金をお支払いします。

受取人	被保険者 ※学資保険(はじめてのかんぽ)は保険契約者
お支払いできる事例 とできない事例	P.79
ご請求時の必要書類	入院保険金とあわせてお支払いするため不要です。

ご案内番号 **T13**

6 長期入院一時保険金

被保険者が入院保険金の支払われる入院をし、1つの病気または1つの不慮の事故でのケガによる入院日数の合計が120日となったときにお支払いする保険金です。

受取人	被保険者 ※学資保険(はじめてのかんぽ)は保険契約者
お支払いできる事例 とできない事例	P.81
ご請求時の必要書類	入院保険金とあわせてお支払いするため不要です。

ご案内番号 **T14**

7 通院療養給付金

被保険者が入院保険金の支払われる入院をし、その入院(入院の初日を含めて4日間の入院を含みます)が60日以上継続し、その退院後も引き続き通院または療養が必要なときにお支払いする保険金です。

受取人	被保険者
お支払いできる事例 とできない事例	ご案内番号 J26 P.83
ご請求時の 必要書類	病気による入院 ご案内番号 H10 P.34 ケガによる入院 ご案内番号 H11 P.34

ご案内番号 **T15**

8 先進医療保険金

被保険者が保険期間中にかかった病気または発生した不慮の事故でのケガにより、保険期間中に厚生労働大臣が定める先進医療による療養^{(※1)(※2)}を受けたときにお支払いする保険金です。

(※1) 先進医療による療養を受けた時点において、以下のすべてを満たすものに限りします。

- ・厚生労働大臣が定める先進医療技術
- ・先進医療技術ごとに定められた適応症に対するもの
- ・先進医療技術ごとに定められた施設基準に適合する病院または診療所で受けたもの

(※2) 厚生労働大臣が定める先進医療や、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所は変更されることがあります。

先進医療の具体的な内容は、厚生労働省のWebサイトまたはかんぽ生命のWebサイト「先進医療百科」(<https://www.senshin.jp-life.japanpost.jp/>)をご確認ください。

受取人	被保険者 ※学資保険(はじめてのかんぽ)は保険契約者
お支払いできる事例 とできない事例	ご案内番号 J27 P.84
ご請求時の 必要書類	病気による療養 ご案内番号 H10 P.34 ケガによる療養 ご案内番号 H11 P.34

ご案内番号 **T16**

9 入院一時金

被保険者が病気または不慮の事故でのケガにより、入院保険金が支払われる入院をし、所定の入院日数に達したときにお支払い(*)する保険金です。

(*)お支払いの要件は下表をご参照ください。

受取人	被保険者 ※学資保険(はじめのかんぽ)は保険契約者
ご請求時の必要書類	入院保険金とあわせてお支払いするため不要です。

【入院一時金のお支払いの要件】(概要)

特約種類	入院の原因	1回の入院でのお支払いの要件		保険期間を通しての限度回数
		最大回数	所定の入院日数	
無配当傷害医療特約(R04)	ケガ	5回	1日、30日、60日、90日、120日の各日に達したとき	20回
無配当総合医療特約(R04)	病気	5回	1日、30日、60日、90日、120日の各日に達したとき	20回
	ケガ	5回	各日に達したとき	20回
引受基準緩和型無配当総合医療特約(R04)	病気	3回	1日、30日、60日の各日に達したとき	40回
	ケガ	3回	各日に達したとき	40回

ご案内番号 **T20・T21**

10 特約死亡保険金

被保険者が保険期間中の不慮の事故でのケガにより、その事故の日から所定の期間内に亡くなったとき(*)にお支払いする保険金です。

(*)特約の消滅前のケガにより、特約の消滅後に亡くなったときも対象となります。ただし、無配当災害特約においては、保険期間中に亡くなったときに限ります。

受取人	死亡保険金受取人 ➤ 指定されていない場合や被保険者より先に亡くなっている場合は、「用語の解説」P.89の「遺族」をご確認ください。 ※学資保険(はじめのかんぽ)は保険契約者
ご請求時の必要書類	ご案内番号 H02 P.31

〈ご案内番号ごとの所定の期間〉

ご案内番号	所定の期間	ご案内番号	所定の期間
T20	90日以内	T21	180日以内

ご案内番号 **T22**

11 傷害保険金

被保険者が保険期間中の不慮の事故でのケガにより、その事故の日から180日以内に所定の身体障がいの状態に該当したとき(*)にお支払いする保険金です。

(*)特約の消滅前のケガにより、特約の消滅後に身体障がいの状態に該当したときも対象となります。

➤ 所定の身体障がい状態については、「障がい状態のご確認について」P.29～P.30をご確認ください。

受取人	被保険者 ※学資保険(はじめのかんぽ)は保険契約者
お支払いできる事例とできない事例	ご案内番号 J25 P.82
ご請求時の必要書類	ご案内番号 H12 P.34

ご案内番号 **T23**

12 特約介護保険金

被保険者が保険期間中にかかった病気または発生した不慮の事故でのケガにより、特定要介護状態となり、かつ、その状態が保険期間中に180日継続したときにお支払いする保険金です。

➤ 特定要介護状態については、「特定要介護状態のご確認について」P.30をご確認ください。

受取人	被保険者
ご請求時の必要書類	ご案内番号 H06 P.32



4 傷害保険金等のお支払いの要件に関する注意事項について

傷害保険金のお支払いの要件、身体障がいによる保険料の払込免除の要件のご確認に際しては、以下の点にご注意ください。

1 障がいの状態が固定しておらず回復の見込みがある場合

障がいの状態については、所定の障がいの状態に該当したうえで、その状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められることがお支払いの要件となります。四肢の切断のように、それが明らかな場合もありますが、精神・神経の障がいや関節の運動障がい等は、障がいの状態がさらに悪化するときや逆に良化するときがあり、障がいの状態の固定および回復の見込みの有無が明らかでない場合があります。

この場合であっても、その障がいの状態の回復の見込みが限定的であり、その障がいの状態が固定して回復の見込みがなくなったものとみなせるときには、お支払いの対象となる場合があります。

2 不慮の事故から180日経過後に障がいの状態が固定し回復の見込みがなくなった場合

不慮の事故から180日経過後に障がいの状態が固定し回復の見込みがなくなった場合でも、不慮の事故によるケガを直接の原因として障がいの状態となったことが明らかである場合は、お支払いの対象となる場合があります。

3 人工骨頭挿入術、人工関節置換術を受けられた場合

不慮の事故によるケガを直接の原因として、人工骨頭挿入術、人工関節置換術を受けられた場合、当社では、その関節の用を全く永久に失ったものとして取り扱います。

具体的には次の状態に該当する場合等がお支払いの対象となります。

- 不慮の事故によるケガを直接の原因として、四肢の関節のうち3大関節（上肢：肩、肘、手
下肢：股、膝、足の関節のことをいいます。）中の1関節に対して人工骨頭挿入術、人工関節置換術を受けられた場合、当社所定の身体障がいの状態（「1上肢または1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの」）に該当します。

例 保険期間中の転倒事故により骨折し、左股関節の人工股関節挿入術を受けた場合

左股関節の用を全く永久に失ったものとして取り扱い、4級30%^(※1)^(※2)の傷害保険金をお支払いします（傷害保険金の保障のある特約が付加されている場合に限りです）。ただし、病気（変形性関節症や先天性臼蓋形成不全等）を原因として人工骨頭挿入術、人工関節置換術を受けられた場合は、お支払いの対象ではありません。

- 病気やケガの原因によらず、すでに片側の上下肢の3大関節が「1関節の用を全く永久に失ったもの」に該当している状態のところ、不慮の事故によるケガを直接の原因として、同じ側の別の3大関節（例えば、右膝の手術を受けられた後にケガを原因として同じ側の右股）に人工骨頭挿入術、人工関節置換術を受けられた場合、2関節の障がいの状態を合わせてお支払いの要件に該当する場合があります。お支払いの要件に該当した場合、お支払いする傷害保険金は、すでにある障がいに対してお支払いすることとした場合の金額を差し引いた残額となります。

なお、傷害保険金を保障する特約が付加されていない場合でも、保険料の払込免除に該当する場合があります。

例 右膝関節に人工関節置換術を受けていて、その後、保険期間中の事故によるケガを原因として、右股関節に人工骨頭挿入術を受けた場合

1下肢の3大関節の2関節の用を全く永久に失ったものとして取り扱い（3級50%^(※1)^(※2)の身体障がいの状態に該当）、すでにある右膝の障がいに対して傷害保険金をお支払いすることとした場合の4級30%^(※1)^(※2)分の保険金を差し引いた残額20%を傷害保険金としてお支払いします。

なお、同時に被保険者の身体障がいによる保険料の払込免除の状態に該当しますので、基本契約の保険料払込期間中であれば、保険料の払込免除となります（傷害保険金を保障する特約が付加されていない場合であっても該当します。）。

（※1）傷害保険金をお支払いできる特約の特約保険金額の支払割合を示しています。

（※2）当社所定の身体障がいの状態は「ご契約のしおり・約款」に記載しています。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

5 保険金等のご請求等がお済みでない場合について

死亡・入院・手術・傷害・重度障がいによる保険金等のご請求または保険料の払込免除のご請求がお済みでない場合は、以下の点にご注意ください。

- 保険金等のお支払いの要件に該当している場合に、5年を経過しますと、医療機関のカルテ等の関係書類の保存期間が経過する等の理由により、医療機関による証明書の発行ができなくなる場合があります。
- 保険金等のお支払いの要件に該当することの確認のため、当社において、医療機関に対して確認を行うことがあります。関係書類の保存期間経過後はそれも困難となります。この場合、ご請求等に応じられなくなる場合がありますので、保険金等のお支払いの要件に該当する場合にはご請求に必要な書類をご準備いただき、お早めにご請求等のお手続きを行ってください。

なお、何らかのご事情でご請求のお手続きができない場合も、ご請求等に必要な証明書等の書類の取得を済まされておかれることをお勧めします。

一方で、ご事情によりご請求等に必要な書類がご準備できないまま長期間経過した場合でもご請求いただける場合がありますので、担当者、お近くの郵便局、かんぽ生命の支店、かんぽコールセンター、ご高齢のお客さま専用コールセンターまでお問い合わせください。

障がい状態のご確認について

所定の障がい状態に該当する場合(回復の見込みがない場合に限り)、**保険金のお支払い**または**保険料の払込免除**の対象となる可能性があるため、下記についてご確認ください。

◆●■ごとに、いずれかの状態に該当した場合、チェック☑してください。

眼	◆ 両眼が失明している
	● 眼鏡やコンタクトレンズ等できょう正した状態の両眼の視力の合計が0.12以下である ● 片眼が失明している
	■ 両眼の視野が狭まっている、または視野に欠損がある ■ 両眼で見たときに、ものが二重に見える
耳	● 両耳の聴力を失っている ● 40cmを超えると話し声を理解できない
	■ 片耳の聴力を失っている ■ 内耳の平衡機能障がいにより、まっすぐ歩けない
	■ 両側の鼻呼吸が困難である、または嗅覚を失っている
口	◆ 音声をまったく出すことができない、または言葉として音声を発することができない ◆ 流動食以外のものをとることができない
	● 身振りや筆談をしなければ、言葉で自分の意思を伝えることができない ● おかゆ程度の飲食物しか食べられない
	■ 味覚がない
精神、神経 または 胸腹部臓器	◆ 終身常に介護を要する (常時寝たきり・歩行ができない・食べ物を口に運べない・排せつができない等)
	● 日常生活動作が家庭内に限られる、または軽易な労務しかできない
脊 柱	● 衣類を着用しても明らかに脊柱の奇形が分かる ● 脊柱の運動範囲が通常の半分以下である
	◆ 次の・のいずれか 2つ以上 に該当する ※1つの状態が両腕または両脚にある場合は2つに該当します。また、2つの状態が同一の片腕または片脚にある場合は、1つの状態のみに該当するものとします。 ■ 片腕を手首から肩までの間のいずれかの部分から失っている ■ 片腕のすべての関節がほとんど動かない ■ 片脚を足首から脚の付け根までの間のいずれかの部分から失っている ■ 片脚のすべての関節がほとんど動かない
上肢 および 下肢	● 片腕を手首から肩までの間または片脚を足首から脚の付け根までの間のいずれかの部分から失っている ● 片腕または片脚の関節のうち2関節以上が固まってほとんど動かない
	■ 片腕または片脚の関節のいずれかが固まって通常の半分までしか動かない ■ 片腕または片脚のいずれかの関節に人工骨頭もしくは人工関節を挿入している ■ 片腕または片脚に仮関節(偽関節)を残している ■ 骨折等により、脚の長さが3cm以上短くなった

手指 および 足指

- 片手の親指と人差指、または3手指以上(親指か人差指のどちらか含む)を失っている
- 片手の4手指、または3手指(親指か人差指のどちらか含む)の指関節が固まって通常の半分までしか動かない
- 10足指を失ったもの、または10足指の指関節が固まって通常の半分までしか動かない
- 10足指のうち一部を失い、かつ、他の足指の指関節が固まって通常の半分までしか動かない
- 片手のいずれか1手指以上を失っている
- 片手の親指か人差指、または2手指以上の指関節が固まって通常の半分までしか動かない
- 片足の親指、またはそれ以外の足指4本を失っている
- 片足の親指を含む3本以上の指関節が固まって通常の半分までしか動かない

◆のいずれか**1つ以上**に該当

➡ **重度障がいによる保険金のお支払いまたは保険料の払込免除**の対象となる可能性があります。

◆●のいずれか**1つ以上**に該当

➡ **身体障がいによる保険料の払込免除^(*)**の対象となる可能性があります。

◆●■のいずれか**1つ以上**に該当

➡ **傷害保険金^(*)のお支払い**の対象となる可能性があります。

(*)不慮の事故によるケガが原因であることに限ります。

特定要介護状態のご確認について

※基本契約が「介護割増年金付終身年金保険」「介護保険金付終身保険」にご加入されている場合、または「第2種疾病傷害特約」「介護特約」を付加されている保険契約の場合に限りします。

下表の **A B** のいずれかに該当する場合、特定要介護状態として**保険金等のお支払い**または**保険料の払込免除**の対象となる可能性がありますので、下記についてご確認ください。

いずれかの状態に該当した場合、チェック☑してください。

A	日常生活において常時寝たきりの状態である
	杖、装具等の使用および他人の介助によっても歩行ができない
B	次の状態のうち、 3つ以上 に該当する ・自分で大小便の排せつ後のふきとり始末ができない ・食器類または食物を選定、工夫しても、自分で食事ができない ・衣服等を工夫しても、自分で衣服の着脱ができない ・浴槽等を工夫しても、自分で浴槽の出入りまたは体の洗い流しができない
	認知症であると医師に診断されている
B	意識障がいのない状態で、次の状態の いずれか に該当する ・季節または朝、昼、夜の時間が常にわからない ・現在自分が住んでいる場所、または現在自分がいる場所がわからない ・家族または日頃接している周囲の人間がわからない

A B のいずれかの **すべてのチェック欄** に該当

➡ **介護保険金等のお支払いまたは特定要介護状態による保険料の払込免除**の対象となる可能性があります。